

「石狩市犯罪被害者等支援条例施行規則」の制定について

石狩市では、犯罪被害に遭われた方やそのご遺族が、再び平穏な生活を送れるよう支援することを目的として、議会提案により、令和 8 年 6 月 26 日「石狩市犯罪被害者等支援条例」が制定されました。本条例に基づき、以下のとおり、市が支給する「見舞金」の具体的な支給要件や支給額等を定めた施行規則を制定します。

1. 制度の目的

犯罪被害に遭われた方が、精神的・経済的な負担から早期に立ち直り、日常生活を取り戻す一助となるよう、市独自の見舞金を支給する制度です。

2. 対象となる犯罪

令和 8 年 6 月 26 日以降に日本国内等で発生した犯罪行為により被害が生じた場合（ただし、刑法の規定により罰せられない行為や過失による行為を除きます。）

3. 支給する見舞金の内容

犯罪の被害状況に応じて、以下の金額を支給します。

見舞金の種類	支給額	対象となる主な要件
遺族見舞金	300,000 円	犯罪行為により亡くなった方の第1順位遺族 ※
重傷病見舞金	100,000 円	犯罪行為による負傷または疾病により、療養に要する期間が1か月以上と医師に診断された方
性犯罪被害見舞金	100,000 円	性犯罪被害（不同意性交等または監護者性交等）を受けた方（未遂を含む）

※遺族見舞金の支給対象における第 1 順位遺族とは、次の(1)から(6)のうち、最も数字の小さい遺族をいいます。(1)配偶者(事実婚、パートナーシップ宣誓の関係にあり、受領書等の交付を受けている方を含む)(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母(6)兄弟姉妹

4. 支給対象者(受給資格)

- ・警察への被害届により犯罪被害を客観的に確認できること
- ・遺族見舞金の場合は、犯罪行為が行われたときに、見舞金の支給を受ける第 1 順位遺族が石狩市内に住所を有していること(被害者が石狩市民でない場合も対象)
- ・重傷病見舞金または性犯罪被害見舞金の場合は、犯罪行為が行われたときに、被害者が石狩市民であったこと

5. 支給の制限について

次に該当する場合は、支給の対象となりません。

- ・ 犯罪被害者等と加害者との間に、夫婦関係や親子関係などの親族関係があったとき（一部例外があります）
- ・ 犯罪行為を教唆・ほう助するなど、犯罪被害について犯罪被害者等にも責めに帰すべき行為があったとき
- ・ 犯罪被害者等が暴力団員または暴力団密接関係者であるとき
- ・ 犯罪被害者等と加害者との関係、その他の事情から判断して、見舞金を支給することが適切ではないと認められるとき

6. 申請期限について

犯罪被害の発生を知った日から 2 年以内または犯罪被害が発生した日から 7 年以内

7. 施行日と遡及適用について

本規則は令和 8 年 9 月 1 日から施行します。なお、見舞金の支給対象となる犯罪被害については、令和 8 年 6 月 26 日以降に発生したものを対象とします。